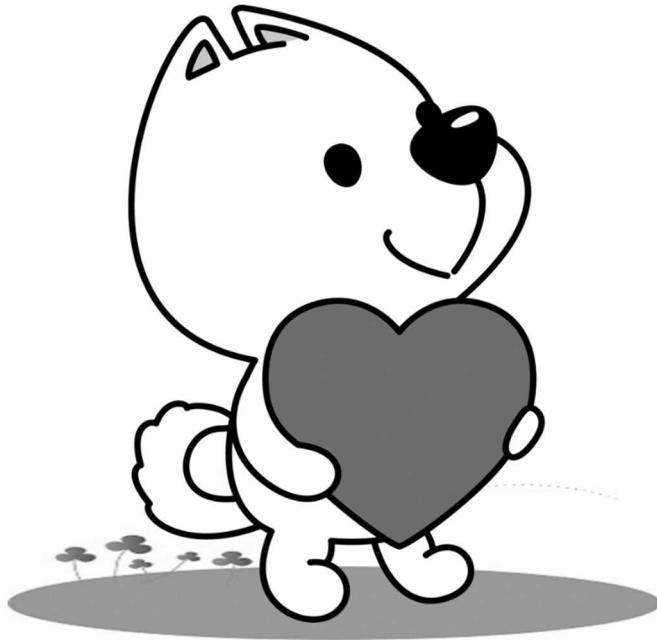


せいかつほ ご 生活保護のご案内 あんない

せいかつほ ご じゅきゅうちゅう かいしきってい う かた
～生活保護を受 給 中 または開始決定を受けた方へ～



かんかつ ふくしじむしょ 【管轄の福祉事務所】

しんこうきょくけんこうふくしぶそうむ ほ ご
(○○振興局健康福祉部総務・保護グループ)

ゆうびんばんごう
〒郵便番号

じゅうしょ
住所

でんわ だいひょう
電話(代表)・FAX

せいかつほ ご せいどせつめいしゅ ○生活保護制度説明者	
ちくたんどう ○地区担当ケースワーカー	

＜目次＞

1. 生活保護制度とは何か？	1
2. 生活保護の目的～経済的・社会的自立～	2
3. 生活保護に関する相談先について	3
4. 生活保護受給者の権利について	4
5. 生活保護の種類および内容について	5
6. 生活保護の受給中に守っていただくこと	11
7. 生活保護費の減額および徴収について	17
8. 生活保護受給中にケガや病気になった場合について	19
9. 生活保護受給中に介護が必要になった場合について	21
10. 生活保護の停止または廃止の際に必要な手続きについて	22
11. 生活保護に関する不服申し立てについて	23
巻末. 和歌山県内の福祉事務所一覧	24

1. 生活保護制度とは何か？

- 生活保護とは、日本国憲法第25条第1項が定める「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」という理念に基づき、すべての日本国民が自立した生活が営めるよう、一定の給付が受けられることを法律上の権利として保障した国の制度です。
 - 生活保護にかかる費用は国民の税金でまかなわれており、生活保護受給者には様々な権利が保障されると同時に、守っていただかなければならぬ義務があります。

2. 生活保護の目的～経済的・社会的自立～

- 生活保護は、生活保護法第1条が定めるとおり「すべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長すること」を目的とした制度であり、単なる金銭等の支給のみではなく、すべての国民に自分の力または他の方法で自立した生活ができるよう支援することを目的とした制度となっています。

- したがって、生活保護受給者は、その能力に応じて就労等による経済的自立を目指し、また、健康で安定した生活を送ることによる日常生活の自立及び社会との積極的な関わりを持つことによる社会的自立を図ることになります。

3. 生活保護に関する相談先について

○ 生活保護制度について詳しく知りたいなど、生活保護に関するご

相談を希望される方は、福祉事務所に相談ください。

また、生活保護受給者に対しては、福祉事務所の職員であるケ

ースワーカーが家庭訪問を行うので、その際にもご相談ください。

なお、お住いの地域の町村役場でも、生活保護に関する相談を
行なうことができます。

○ ケースワーカーなど福祉事務所の職員はすべて公務員であり、相談

について守秘義務が課されているため、相談の秘密は必ず守られます。

4. 生活保護受給者の権利について

- 生活保護受給者は、正当な理由なく生活保護費を減額され、また、生活保護の停止および廃止を受けることはありません。
- 生活保護費として受け取った金銭等については、それに税金を課されたり、差し押さえの対象となったりすることはありません。
- 生活保護受給者は、福祉事務所およびケースワーカーから正当な理由なく義務を課され、または、権利を制限されることはありません。

5. 生活保護の種類および内容について

- 生活保護については、おおむね以下の8種類の扶助（給付）が認められており、これらは原則として現金（口座振替を含む。）で支給されます。

① 生活扶助

- ◆ 食費、衣服、光熱費といった日常生活のために一般に必要となる費用（いわゆる生活費に当たる費用）
- このほか、炊事用具や冷暖房器具が急に必要となった場合の費用（家具什器費）や常時失禁者の紙おむつ代（被服費）といった、日常の生活費とは別に一時的に必要となる費用が支給される場合があります。

※ 生活扶助については、以下の場合などに扶助費が加算（増額）さ

れことがあります。詳しくは福祉事務所にご相談ください。

- 障害基礎年金を受給可能な程度の障害がある障害者がいる世帯（障害者加算）
- ひとり親世帯（母子家庭・父子家庭）（母子加算）
- 児童（18歳未満の子など）を養育している世帯（児童養育加算）
- 介護保険の第1号被保険者がいる世帯（介護保険料加算）

② 住 宅 扶 助

- ◆ アパートの家賃や自宅の地代といった賃料や自宅の修繕費、
契約更新料といった住居の確保のために必要な費用（共益費や
管理費といった賃料以外の費用は含まない。）
なお、特別な事情がある場合には、敷金および礼金といった
転居のために必要となる費用も認められる場合があります。

③ 医療扶助

- ◆ 病気やケガの治療代や薬代などの費用（医療費）
- ◆ 医療器具（コルセットやメガネ等）を購入するための費用
- ◆ 通院するための電車やバス（特別に認められた場合はタクシーも可能）など通院のための交通費に相当する費用（通院移送費）

※ 医療扶助のうち、医療費及び医療器具は現金による支給で

ふくしじむしょ はっこう いりょうけん しんりょう
はなく、福祉事務所が発行する『医療券』または『診療

いらいしょ も せいかつほごほう してい いりょうきかん しんりょう
依頼書』などを持って生活保護法で指定された医療機関で診療

う ひつよう
を受ける必要があります。

また、医療扶助により医療を受けた場合に調剤される薬

いし とくべつ しじ ばあい のぞ こうはついやくひん
は、医師の特別な指示がある場合を除き、後発医薬品（ジェネリ

いやくひん
ック医薬品）となります。

じりつしえんいりょう しきゅうにんてい う
このほか、自立支援医療の支給認定を受けている、または受け

びょうき ちりょう いりょうふじよ
ることができる病気やケガの治療については、医療扶助ではなく

じりつしえんいりょうせいど ゆうせん つか
自立支援医療制度を優先して使っていただくことになります。

④ 教育扶助

- ◆ 義務教育中の児童・生徒のために教材（教科書や副読本など）
や学用品（筆記用具など）を購入する場合などの費用
- ◆ 給食費、通学のための道具および交通費などの費用
- ◆ 校外活動参加費、学習支援費（課外学習や部活動など）の費用

※ 小中学校などに入学予定の18歳未満の子がいる世帯には、

教育扶助とは別に「入学準備金」が給付される場合があります。

詳しくは福祉事務所にお尋ねください。

⑤ 介護扶助

- ◆ 介護サービスを利用するための費用（介護保険制度の利用にかかるもので、実費相当額の範囲に限る。）。

※ 介護扶助は一部を除き、現金で支給されるのではなく、在宅サービ

スや施設を利用するといった形での支給になります。

⑥ 出産扶助

- ◆ 出産に関する費用（出産時に病院や助産施設などに支払う費用）

⑦ 生業扶助

- ◆ 小規模な自営業を営むための資金または器具を取得するために必要な費用
- ◆ 職業訓練など就職のために直接必要な技能を身に付けるための費用（技能修得費）
- ◆ 就職のために直接必要な器具や被服などの費用（就職支度費）
- ◆ 高等学校等への就学のための費用（高等学校の授業料など）

⑧ 葬祭扶助

- ◆ 死亡者の遺族又は扶養義務者が、生活困窮のため葬祭を行うことができない場合の葬儀費用

※ 生活保護受給者に対する支給以外に、国や
自治体などが各種負担の免除を定めている場合があります。

※ 生活保護開始後（開始日を含む。）に免除される負担等の

代表例は以下のとおりです。

ただし、自治体によって制度が異なりますので、具体的な免除の
対象および内容は福祉事務所または町村役場にご相談ください。

① 国民年金の保険料

② NHKの受信料

③ 公立の幼稚園・保育園の利用料

④ 固定資産税、住民税、県民税などの税金

⑤ 住民票など各種証明書を発行する際の手数料

せいかつ ほ ご じゅきゅうちゅう まも 6. 生活保護の受給中に守っていただくこと

せいかつ ほ ご じゅきゅうちゅう い か ぎ む まも
○ 生活保護受給中は、以下の6つの義務を守っていただきます。

せいかつ ほ じ こうじょう ぎ む
① 生活を保持し、向上させる義務

◆ はたら ひと かぎ はや しゅうしょく げん
働くことできる人はできる限り早く就職し、また、現に

はたら ひと むり ていど おお はたら
働いている人は無理をしない程度にいまよりも多く働いて
しゅうにゅう ふ どりょく
収入を増やすよう努力してください。

◆ びょうき はたら ひと いしどう し じ したが
病気やケガのために働けない人は、医師等の指示に従い、

にゅういん つういん けいそく いちにち はや けんこう かいふく
入院または通院を継続し、一日でも早く健康を回復できるよ
りょうよう せんねん
う、まずは療養に専念してください。

◆ せいかつ ほ ご ひ しきゅう もくてき ひんもく ししゅつ
生活保護費は、支給の目的となった品目のために支出するも

のであり、生活保護受給前の借金やローンの返済のために
ししゅつ げんそく みと
支出することは原則として認められません。

また、生活扶助は目的が明確に定められておりませんが、

か ど いんしゅ ゆうきょうひ む だ
過度な飲酒やギャンブルなどの遊興費として無駄づかいせず、
けいかく てき し しゅつ
計画的に支出してください。

② ケースワーカーに必要な報告を行う義務

- ◆ 世帯の人数が増えたまたは減った場合（世帯の誰かが死亡または転居したことにより世帯の人数が減った場合、世帯の誰かが結婚または出産したことにより世帯に転入者が生じた場合など。）には速やかにケースワーカーに報告してください。
- ◆ 世帯の誰かが就職（退職）した場合や入学（卒業）した場合など世帯の状況に変化があった場合は、速やかにケースワーカーに報告してください。
- ◆ 世帯の住所、家賃や地代が変わった場合や、世帯の誰かが病院などに入院した、または病院などを退院した場合には速やかにケースワーカーに報告してください。
- ◆ 世帯の誰かが生活保護費以外の収入を得た場合（世帯の誰かが働いて収入を得た場合のほか、親族などから仕送りをもった場合、保有していた資産を売却等により処分した場合を含む。）には速やかにケースワーカーに報告してください。

※ これらの報告が速やかに行われなかつた、または事実と異なる報告が行われた場合には、受けられたはずの控除が受けられなくなる場合があるほか、過去に支給した生活保護費の返還が求められる場合があります。

【控除の例】

高校生のアルバイト収入について、申告すれば20歳未満控除が認められるほか、クラブ活動費、修学旅行費、学習塾費、大学受験料・入学金等に充てることもできます。

③ ケースワーカーの指導および指示に従う義務

- ◆ ケースワーカーが生活保護法の目的を達成するために行う指導または指示に従ってください。
- ◆ ケースワーカーが行う家庭内面接などの訪問調査活動に協力してください。
- ◆ ケースワーカーから収入申告書や資産申告書といった書類の提出を求められたときは、定められた期限までに提出してください。

※ ケースワーカーが生活保護受給者に対して行う指導または指示

したが
に従わなかつた場合には、生活保護の変更、停止または廃止といつ
た、生活保護受給者にとって不利益となる処分を受けることがあります。

④ 保有する資産の活用および他法他施策を活用する義務

- ◆ 土地・建物といった不動産、宝石その他の貴金属、自動車やオートバイ・原付(いずれも、福祉事務所が保有を容認したものと除く。)、解約返戻金のある生命保険等(例えれば、生命保険について返戻金がおおむね最低生活費の3ヶ月分以下のもの、学資保険であれば50万円以下のものを除く。)といった資産は、生活のために原則として活用(処分)していただきます。
- ◆ 各種年金、手当、障害者手帳、自立支援医療など生活保護以外の制度が活用できる場合には、それらを生活保護より優先して活用(利用)してください。

⑤ 扶養義務者からの支援

- ◆ 親、子、兄弟姉妹といった扶養義務者から支援を受けられる可能性がある場合には援助を受けてください（金銭の援助だけではなく、親戚付き合いといった精神的な援助を含む。）。

⑥ その他の生活上の義務

- ◆ 家賃や地代のほか、電気代、ガス代、水道代といった公共料金は、滞納することなく支払ってください。

※ 家賃や地代の支払いについては、福祉事務所から家主などに直接支払う方法（代理納付）に切り替える場合があります。

7. 生活保護費の減額および返還について

○ 生活保護受給者が生活保護費以外の収入を得た場合（借金など金銭の借入を行った場合を含む。）には、経費または控除が認められる部分などを除き、当月以降の生活保護費が減額または過去に受給した生活保護費の返還を福祉事務所から求められることがあります。

① 働いたことによる収入を得た場合

はたら しゅうにゅう え ばあい
働くことで収入を得たことを意図的に福祉事務所（ケースワーカー）に報告しなかったとみられる場合には、法律が定める範囲で加算金を徴収することができます。

② 資産の売却等により収入を得た場合

しさん ばいきゃくとう しゅうにゅう え ばあい
資産の売却等には、不動産や自動車および貴金属の売却のほか、生命保険などの解約による解約返戻金や入院給付金の受取りなどが含まれます。

③ 各種年金を過去にさかのぼって受給することになった場合
生活保護受給開始後に、年金受給権があることが判明した場合
など、生活保護受給者が各種年金を過去にさかのぼって受給することになった場合には、当月以降の生活保護費が減額されるほか、年金受給権が生じた時点から現在までに支給された生活保護費のうち、各種年金に相当する金額を返還していただきます。

④ 交通事故などの損害賠償や示談金を受けた場合
生活保護受給中に、交通事故や医療事故により損害賠償や示談金などを受けた場合には、その中から一定の金額を控除した額を世帯の収入として認定し、その収入として認定された金額を、原則として過去にさかのぼって返還していただきます。

⑤ 親、子、兄弟姉妹といった扶養義務者などから援助を受けた場合

生活保護受給中に、親、子および兄弟姉妹といった扶養義務者

から援助を受けた場合（いわゆる仕送りのほか、親族が子供に与えた

おこづかいを含む。）には、当該援助に相当する金額について、当月

以降の生活保護費を減額するか、納付書などを用いて返還していただ

きます。

なお、米、野菜、海産物といった食料品などの援助を受けた場合

には、当該援助に相当する金額について同様に扱います。

せいかつ ほ ご じゅきゅうちゅう びょうき ばあい 8. 生活保護受給中にケガや病気になった場合について

- せいかつ ほ ご かいしご いりょうひ せんがくこうひ
○ 生活保護開始後は医療費は全額公費によりまかなわれます。

いりょう う ぱあい ふくしじむしょ はっこう いりょうけん
なお、医療を受ける場合は、福祉事務所が発行する『医療券』また
しんりょういらいしょ も せいかつ ほ ご ほう してい いりょうきかん
は『診療依頼書』を持って、生活保護法で指定された医療機関で
しんりょう う
診療を受ける必要があります。

- いりょうけん しんりょういらいしょ はっこう もと ぱあい
○ 『医療券』または『診療依頼書』の発行を求める場合には、

びょういん い まえ ちょうそんやくば しょうびょうとどけ ていしゅつ
病院に行く前に町村役場に『傷病届』を提出してください。

やかん きゅうじつ じかんがい びょういん い ぱあい きんきゅう
なお、夜間や休日といった時間外に病院に行く場合など緊急に
いりょう う ひつよう ぱあい いりょうきかん せいかつ ほ ご じゅきゅうしや
医療を受ける必要がある場合には、医療機関に生活保護受給者であ
せつめい しんりょうご ちょうそんやくば しょうびょうとどけ ていしゅつ
ることを説明し、診療後に町村役場に『傷病届』を提出して
ください。

- 生活保護開始後は医療扶助により医療を受けることができるようになります。そのため、生活保護受給者は国民健康保険に加入できなくなります。そのため、それまで国民健康保険に加入されていた方は、国民健康保険証、後期高齢者医療被保険者証等などが使用できなくなるため、それらを町村役場に返納してください。
- 会社の健康保険証や日雇健康保険証は継続して使用できますので、お持ちの方は事前に福祉事務所にご相談ください。

- 入院したときの差額室料や保険が適用されない治療を受けた時は、ご自身でお支払いいただくこととなりますので注意してください。

- 医師から、医療器具（メガネ、コルセットなど）・施術（柔道整復、あんま、マッサージ、はり、きゅう）等の必要があるとの指示があった場合には、福祉事務所にご相談ください。

9. 生活保護受給中に介護が必要になった場合について

- 生活保護受給者についても、高齢または病気やケガにより介護が必要になった場合には、介護保険制度に基づく介護サービスを受けることができます。

- 介護が必要になった方は、町村役場の介護保険担当課（40歳以上65歳未満の方は福祉事務所の生活保護担当）に介護が必要かについての審査判定を受けてください。

- 毎月の介護保険料の支払いは、65歳以上の生活保護受給者については、年金から差し引かれるか、または生活保護費（生活扶助）に介護保険料に相当する金額が上乗せされた上で、福祉事務所が直接支払いを行います。

なお、40歳以上65歳未満で医療保険未加入の方および40歳未満の方は介護保険料を納める必要がありません。

10. 生活保護の停止または廃止の際に必要な手続きについて

- 生活保護受給者が、就労により最低生活費以上の収入を得られるようになった場合や、扶養義務者から扶養を受けることができるようになつた場合など、生活保護を継続する必要がなくなった場合には、生活保護は停止または廃止されます。
- 生活保護が停止または廃止された場合は、医療扶助を受けることができなくなるので、速やかに国民健康保険などの公的医療制度に加入してください。
- また、生活保護廃止の理由が、就労により最低生活費以上の収入を得ることができるようになったからといった場合には、福祉事務所から『就労自立支援給付金』が給付される場合があるので、具体的な給付額の確認を含め、福祉事務所にご確認ください。
- 生活保護が停止または廃止された後、生活がふたたび困窮した場合には、いつでも生活保護の再開または再申請が可能なので、福祉事務所にご相談ください。

11. 生活保護に関する不服申し立てについて

- 生活保護の受給は国民の権利であり、正当な理由なく必要な給付が受けられなかつた場合には、行政不服審査法に基づく不服申し立て（審査請求）を利用することができます。
- どのような場合に審査請求できるかについて、詳しくは福祉事務所におたずねください。
- 審査請求は県知事あてに書面（審査請求書）を提出して行い、県知事は福祉事務所の判断に違法または不当な点がないか審査します。また、県知事による審査の結果に不服がある場合には、厚生労働大臣に再審査請求を行うことができます。

わかやまけんない ふくしじむしょいちらん ちょうそんぶ
和歌山県内の福祉事務所一覧（町村部）

① 海草振興局健康福祉部（紀美野町）

〒 642-0022 海南市大野中939

② 伊都振興局健康福祉部（かつらぎ町、九度山町、高野町）

〒 649-7203 橋本市高野口町名古曾927

③ 有田振興局健康福祉部（湯浅町、広川町、有田川町）

〒 643-0004 湯浅町湯浅2355-1

④ 日高振興局健康福祉部（美浜町、日高町、由良町、印南町、日高川町）

〒 644-0011 御坊市湯川町財部859-2

⑤ 西牟婁振興局健康福祉部（みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町）

〒 646-8580 田辺市朝日ヶ丘23-1

⑥ 東牟婁振興局健康福祉部（那智勝浦町、太地町、北山村）

〒 647-8551 新宮市緑ヶ丘2-4-8

⑦ 東牟婁振興局健康福祉部串本支所（古座川町、串本町）

〒 649-4122 串本町西向193

※ お住まいの地域の町村役場でも、生活保護の相談を行うことができます。

わかやまけんない ふくしじむしょいちらん しぶ
和歌山県内の福祉事務所一覧（市部）

① 和歌山市役所 生活支援第1課・第2課

〒 640-8511 和歌山市七番丁23番地

② 橋本市役所 福祉課

〒 648-8585 橋本市東家一丁目1番地1

③ 有田市役所 福祉課

〒 649-0392 有田市箕島50番地

④ 御坊市役所 社会福祉課

〒 644-8686 御坊市園350番地2

⑤ 岩出市役所 社会福祉課

〒 649-6292 岩出市西野209番地

⑥ 海南市役所 社会福祉課

〒 642-8501 海南市南赤坂11番地

⑦ 紀の川市役所 社会福祉課

〒 649-6492 紀の川市西大井338番地

⑧ 田辺市役所 福祉課

〒 646-8545 田辺市高雄一丁目23番1号

⑨ 新宮市役所 健康福祉部 福祉課

〒 647-8555 新宮市春日1番1号

